

◎自転車の交通ルールを再確認してみよう！

自動車事故の大半は、なんと！**自転車利用者がルール違反を犯した事故**なのです。

そこで、自転車を利用する人は、ルール違反の危険性をしっかりと自覚し、自転車の交通ルールを改めて学んで実践し、交通事故防止に努めましょう！！



まず。。自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

→例外とは？

- ・自転車及び歩行者用標識などがあるとき。
- ・児童、幼児、70歳以上の高齢者または身体に障害のある人が運転するとき。
- ・車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき。

② 車道は左側を走行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

→歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

→児童、幼児を自転車に乗車させる時は、保護責任者が責任を持って、乗車用ヘルメットを被らせるようにしましょう。

※ところで…知っていましたか？

●2015年6月1日より道路交通法が改正されました。**自転車運転中に危険な違反行為を3年間に2回以上摘発された場合**、都道府県公安委員会から講習を受講するようにと要請がきます。その講習は3ヵ月以内に受講しなければいけません。※講習を受講しなかった場合、5万円以下の罰金が課されます。

●罰金刑は前科がつく重い刑罰です。また、自転車は軽車両に種別される為、**免許がなくてもも道路交通法の対象**となり、取り締まりを受けることとなります。なお、子どもでも“14歳以上”は安全講習受講者の対象者です。家庭でもお子様にしっかりと交通ルールを指導していく必要があります。

※道路交通法で自転車運転者講習の対象となる危険行為とは？

- ① 信号無視
- ② 遮断踏切立ち入り
- ③ 指定場所一時不停止等
- ④ 歩道通行時の通行方法違反
→歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに、一時停止をしなかったりする等の行為。
- ⑤ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑥ 酒酔い運転
- ⑦ 通行禁止違反
- ⑧ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
→自転車の通行が認められている歩道を通行する際に徐行しない行為。
- ⑨ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑩ 交差点安全振興義務違反等
- ⑪ 通行区分違反
→道路の右側を逆走したり、自転車が行き止まりの歩道を通行したりする行為。
- ⑫ 交差点優先車妨害
- ⑬ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑭ 安全運転義務違反

まさかの事故に備え、保険に加入しましょう！



色によって賠償内容
が異なります。

● TSマーク付帯保険

- 自転車安全整備店で有料の点検整備を受け、それを証明するTSマークを自転車に貼ってもらくと、事故時に、自分が怪我をした場合に対処できる**傷害保険**や、歩行者や自転車利用者に怪我を負わせた場合等に対処できる**賠償責任保険**が付きます。
- 保険の有効期間は、**点検日から1年間**です。年に1回定期的に点検整備を受けて、保険の更新をしましょう。

● 自転車保険（個人賠償責任保険等）

- 自転車に乗る機会が多い人は、“TSマーク付帯保険”だけではカバーできない加害事故の高額損害賠償に備える為、損害保険会社等が取り扱っている保険への加入も検討すると良いでしょう。
- 任意の自動車保険に加入している場合は、自転車で事故を起こした際の賠償にも対応できる「個人賠償責任特約」を付けられることが多いので、ご確認ください。

これを機会に、ご家族で話題にしてはいかがでしょうか？ 自分の命は自分で守るために！